

佐世保市と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

佐世保市と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、佐世保市と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、市政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

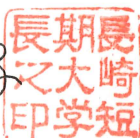
第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年 5月16日

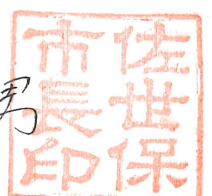
長崎短期大学学長

安部 恵美子



佐世保市長

朝長 則男



佐世保青年会議所と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

一般社団法人 佐世保青年会議所と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、佐世保青年会議所と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、市政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年 7月30日

長崎短期大学

学長

安部 東美子



一般社団法人 佐世保青年会議所

理事長

谷川 辰巳



長崎短期大学と佐世保市保育会との

包括連携に関する協定書

長崎短期大学と佐世保市保育会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎短期大学と佐世保市保育会が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の教育・保育に関わる人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること
- (2) 教育・保育の向上に関すること
- (3) 教育・保育人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名押印のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年11月18日

長崎短期大学

学長

安部 恵美子



佐世保市保育会

会長

安部 香織



長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会との

包括連携に関する協定書

長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の教育・保育に関わる人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること
- (2) 教育・保育の向上に関すること
- (3) 教育・保育人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名押印のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年11月18日

長崎短期大学

学長

安部 恵美



佐世保私立幼稚園協会

会長

内 橋



波佐見町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

波佐見町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、波佐見町と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成30年3月8日

長崎短期大学

学長

安部

恵美子



波佐見町

町長

一 瀬 政 太



東彼杵町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

東彼杵町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東彼杵町と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

令和4年7月26日

東彼杵町

町長

岡田 伊一郎



長崎短期大学

学長

安部 恵美子



小値賀町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

小値賀町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小値賀町と長崎短期大学が相互の資源を活用した連携を推進すること
とで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与
することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入れ・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものと
する。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合
意が成立した時に終了する。

(その他)

第4条 両者は、この協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項又
は疑義が生じた事項については、その都度両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

令和6年11月12日

長崎短期大学

小値賀町

学長

安部 恵美子



町長

西村 久之

